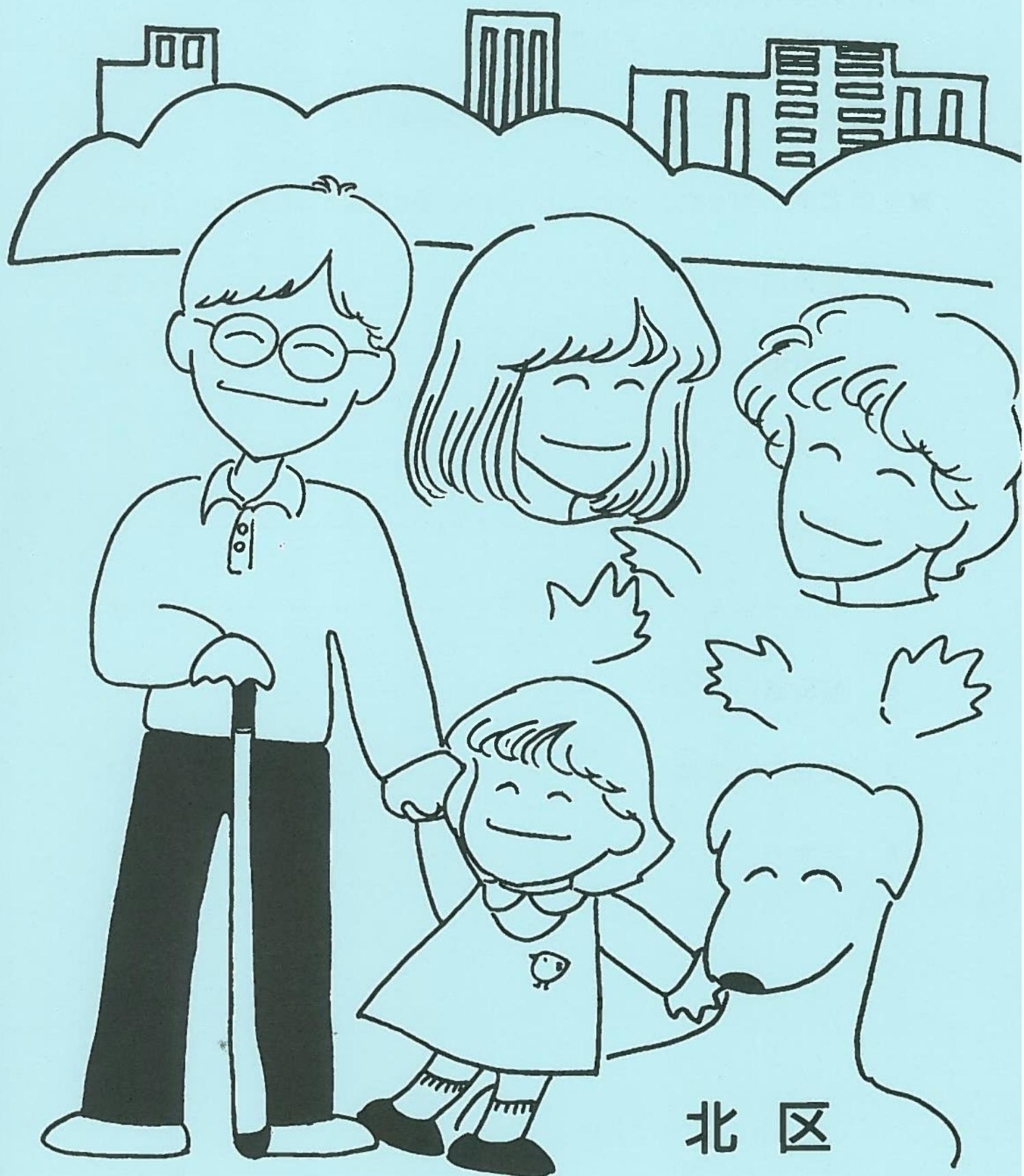


だれにとっても くらしやすいまちに

北区の共同住宅等に関する
福祉のまちづくり整備要綱・整備基準



目 次

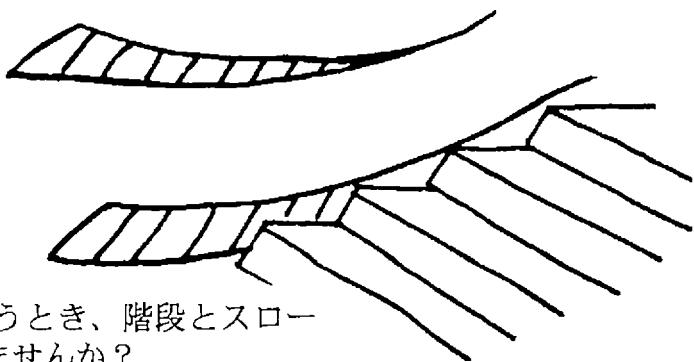
- だれにとっても暮らしやすいまちに
- 北区の共同住宅等に関する 福祉のまちづくり整備要綱

別表 第1 福祉のまちづくり整備基準適用表

- 整備基準(東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアルからの抜粋)

1 敷地内の通路	-----	7
2 駐車場	-----	11
3 主要な出入り口	-----	15
4 階段	-----	19
5 エレベーター	-----	23
6 傾斜路	-----	29
7 緊急時の設備	-----	33
8 手すり	-----	35

だれにとってもくらしやすいまちに



「今日は疲れた、足が重い」というとき、階段とスロープがあると自然にスロープを利用しませんか？

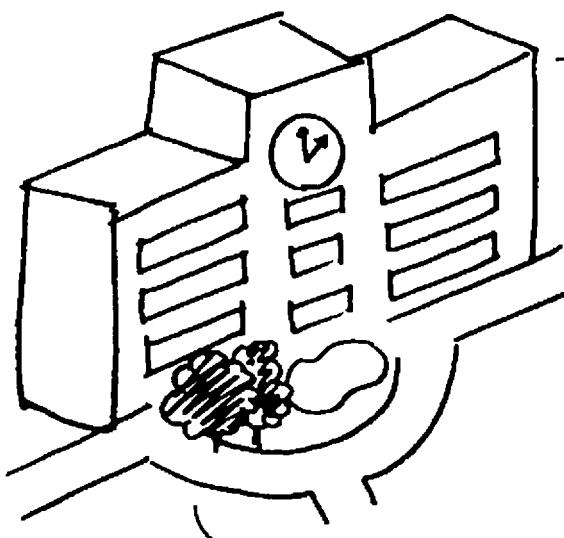
だれでもハンデを負うことがあるし、誰でも歳をとります。

障害を持つ方や、お年寄りに暮らしやすいまちは誰にとっても暮らしやすいまちです。

そんなまちをつくるために進めているのが福祉のまちづくりです。そして東京都福祉のまちづくり条例を補完してこれを進めるのが、この要綱の目的です。

建築主の方々、そして区民の皆さん、ご協力をお願いします。

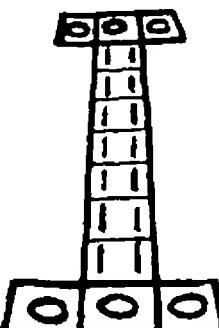
どんな施設が対象？



延床面積が1,000m²以上5,000m²未満、又は30戸以上の共同住宅、寄宿舎などと国、区市町村や公共的団体（詳しくは要綱をご参照ください）が建築する建物が手続きの対象です。

どんな整備？

身体に障害をもつ方やお年寄りなど、誰もが住みやすいまち、誰でも利用しやすい建物にしていくための整備で、例えば段差のあるところにスロープ、車いすで通れる広さの出入口、身体をささえる手すり、そして視覚や聴覚の面でのハンデキャップを負う方のため点字ブロック、音、点字、文字、図による案内などです。



まず相談。事前協議を！

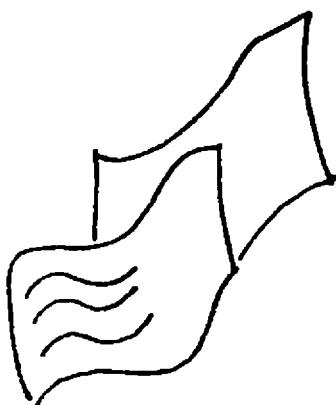
——建築確認申請の30日前までに——



対象となる建物を新設、又は増改築しようとするときは、あらかじめ整備内容について区と相談又は協議し、「福祉のまちづくり整備事前協議書」を提出してください。

協議書には整備項目表、案内図、配置図、各階平面図を正副それぞれに各一部添付してください。

写しを建築確認申請書に
添付……



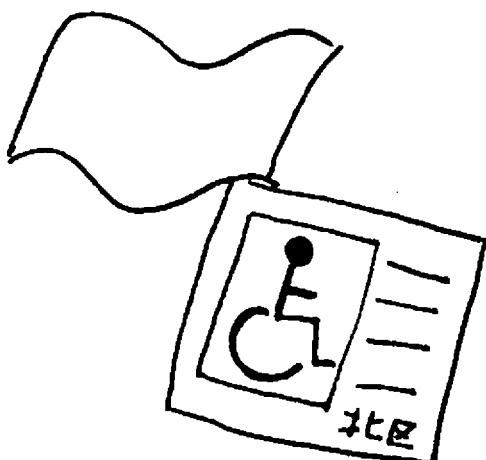
協議がまとまりましたら協議書の副本をお渡ししますので、そのコピーを建築確認申請書に添付してください。

工事が終つたら
完了届を！

工事が完了したときは
「福祉のまちづくり整備工事完了届」を提出していただきます。

要綱に沿った整備が確認できたときはシンボルの入った標示板を差し上げますので「標示板請求書」をお出しください。

標示板は建物の入口など見やすいところに掲示をお願いします。



北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱

平成 8年 9月13日区長決裁（8北高福479号）

平成 8年12月 5日一部改正（8北高福772号）

平成12年12月28日一部改正（12北福地774号）

（目的）

第1条 この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という）が適用されない共同住宅等の整備及び事前協議並びに国等及び都の建築物の事前協議に関し必要な事項を定め、障害者や高齢者などを含めたすべての区民がこれらを安全かつ快適に利用できるよう、建築主の理解と協力を得て整備を促進することにより、住みよいまちをつくることを目的とする。

（対象建築物）

第2条 対象とする建築物は、次の各号に掲げる東京都北区内の建築物（以下「対象建築物」という。）とする。

- ① 延床面積が1,000m²以上5,000m²未満、又は30戸以上の共同住宅、寄宿舎及びこれらに類するもの。（以下「共同住宅等」という。）
- ② 国、区市町村、東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号。以下「施行規則」という。）第7条で定める公共的団体（日本道路公团、首都高速道路公团及び地方道路公社並びに地方公共団体の組合）及び都が建築主となるもの。

（整備基準）

第3条 第1条に規定する目的を達成するための整備基準は、施行規則別表第3の規定を準用する。

2 整備基準に適合させる対象建築物の整備箇所は、別表第1「福祉のまちづくり整備基準適用表」（以下「適用表」という。）のとおりとする。

（事業の推進）

第4条 共同住宅等の建築主は、障害者及び高齢者等が共同住宅等を安全かつ快適に利用できるよう前条に規定する整備基準にしたがい、整備に努めるものとする。

2 建築主は、前項の規定にかかわらず共同住宅等の位置、土地の形状その他整備基準を適用することが特に困難と区長が認める場合は、補助手段の採用又は代替措置を講ずることができるものとする。

（指導及び助言）

第5条 区長は、建築主から福祉のまちづくりの整備に関する相談を受けたときは、整備基準及び適用表に基づき適切な指導及び助言を行うものとする。

（事前協議）

第6条 建築主は、対象建築物を新築、増築、または改築しようとする場合には、その計画について区長と事前協議を行わなければならない。

2 前項に規定する事前協議を行う場合においては、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号第6条第1項）に規定する建築確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知を行う30日前までに「福祉のまちづくり整備事前協議書（別紙第1号様式）」に整備計画、整備箇所を明らかにした図面を添付して区長に提出するものとする。

(完了の届出および確認)

第7条 建築主は、工事が完了した時に、「福祉のまちづくり整備工事完了届（別紙第2号様式）」を区長に提出しなければならない。

2 区長は、届け出を受理したときは事前協議のとおり整備されているかどうか速やかに確認し、その結果を「建築物整備状況判定通知書（別紙第3号様式）」により建築主に通知するものとする。

(標示板の交付)

第8条 区長は、この要綱に基づき整備を行った対象建築物の建築主から「標示板請求書（別紙第4号様式）」により請求があったときは、当該建築主に対し、障害者及び高齢者等が容易に建築物を利用することができる旨を記載した「標示板（別紙第5号様式）」を交付しなければならない。

2 「標示板」の交付を受けた建築主は、当該建築物の見やすい位置に「標示板」を設置するものとする。

(周知及び啓発)

第9条 区長は、福祉のまちづくりの整備状況について、区民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、前項によるもののほか、福祉のまちづくりの整備について、区民その他関係者に対し、理解と普及に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成8年9月15日から施行する。

2 北区福祉のまちづくり整備要綱（平成元年12月1日区長決裁。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

3 北区福祉のまちづくり整備助成要綱（平成3年3月30日区長決裁）第1条で引用する旧要綱第7条第1項別表第1に掲げる建築物についての規定は、前項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間、なおその効力を有する。

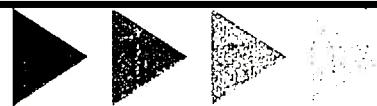
4 改 正 平成13年1月1日（12北福地第774号 平成12年12月28日区長決裁）
[共同住宅の延床面積の変更]

福祉のまちづくり整備基準適用表

別表第1

整備箇所 対象建築物	敷地内 の通 路	駐 車 場	主 要 な 出 入 口	階 段	エ レ ベ ー タ ー	傾 斜 路	緊 急 時 の 設 備	手 す り	凡例
	○印は配慮するもの	※印は設置する場合には配慮するもの	△印は状況に応じて配慮するもの						
共同住宅、寄宿舎等	○	△	○	△	△	※	△	※	
国等及び都が建築主となる建築物	平成8年9月10日東京都知事告示第1042号により、審査対象となる整備項目の例による。								

①敷地内の通路



【基本的考え方】建物自体には細かい配慮がなされていても、その建物にアプローチできなければ障害者は全く利用できることになる。このような道路から通路を経て建物出入口に至る部分を整備し、高齢者、障害者等を含むすべての人が安全かつ円滑に建物へアクセスできるよう配慮する必要がある。

整備基準（規則で定めた基準）

道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、1.35m以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、1.2m以上とすることができます。
- (2) 段差を設けないこと。ただし、15の項【傾斜路】に定める構造の傾斜路を設けている場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 敷地の境界又は14の項に定める公共的通路から主要な出入口に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

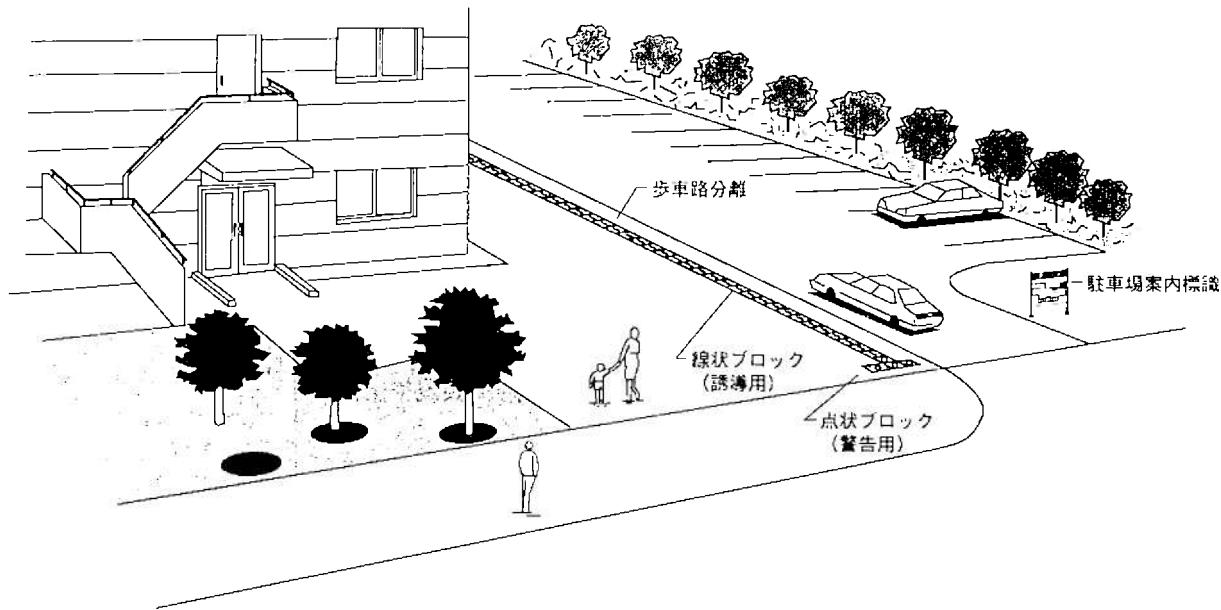
整備基準の解説

ポイント

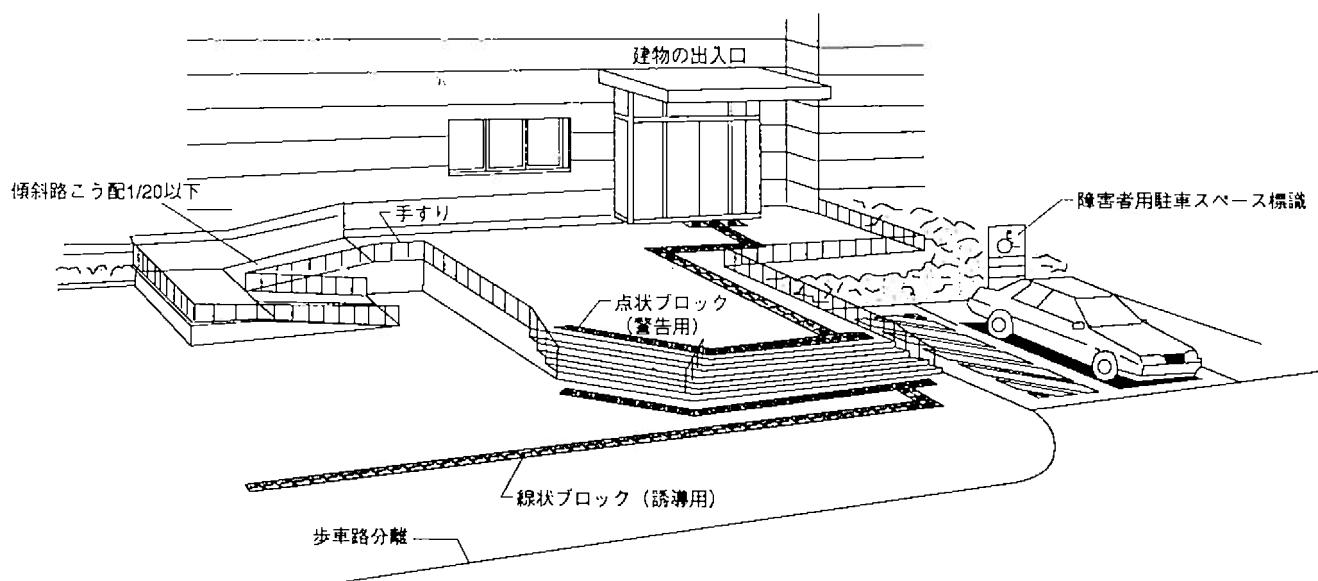
	<ul style="list-style-type: none">●本項により整備対象となる通路は、「③主要な出入口」に至る部分であるが、「④その他の出入口」に至る経路についても可能な限り整備する必要がある。	2階に主要な出入口がある場合は、2階に至るまでの経路が敷地内の通路である。
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none">●有効幅1.35mは、車いすと歩行者がすれ違える寸法である。●ただし書きに示す有効幅1.2mは、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法である。適用の例としては、道路に面する敷地の間口が狭い場合や、小規模な敷地で建物と道路との距離が短い場合等が考えられる。	→【図1.1】参照
(2)床面 (段差)	<ul style="list-style-type: none">●敷地内の通路のような屋外歩行空間は、屋内空間に比べて移動の速度も速く、小さな段差でも危険となる場合があるため、段差を設けてはならない。●アプローチ面と1階床面とのレベル差は極力なくすようとする。どうしてもレベル差が生じる場合には、「⑯傾斜路」に定める構造の傾斜路を極力メインルートに設置するものとし、段を併設する場合は、「⑥階段」に定める構造とすること。傾斜路が長くなりすぎる場合には、機械式昇降装置等を設置することも考えられる。●砂利敷きは、車いすでは動けなくなるので避ける。石畳やれんが敷きでは表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差を生じないよう施工する。●アプローチの通路面には原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、穴の大きさ等は車いす使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車いすのキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	→【図1.2】参照 →【図1.4】参照
(3)床面 (表面)	<ul style="list-style-type: none">●雨掛けによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	→【図1.3】参照
(4)誘導	<ul style="list-style-type: none">●視覚障害者の誘導には「⑯標示・誘導」に定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが基本となるが、ホテルのドアボーイ等による対応が可能な場合や、敷地境界と建物の出入口が近接している場合、自動車関連施設等で視覚障害者以外の者が運転のために必ず同行する場合等については、視覚障害者の誘導上支障がないものと見なすことができる。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none">●敷地内の通路は、歩車道の分離に極力配慮する。●主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、視覚障害者誘導用ブロックの代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。	誘導鈴、音声誘導装置等 →「⑯標示・誘導」参照

《参考図》

【図1.1】道路境界付近の例



【図1.2】建物出入口まわりの例



誘導基準（望ましい基準）

ポイント

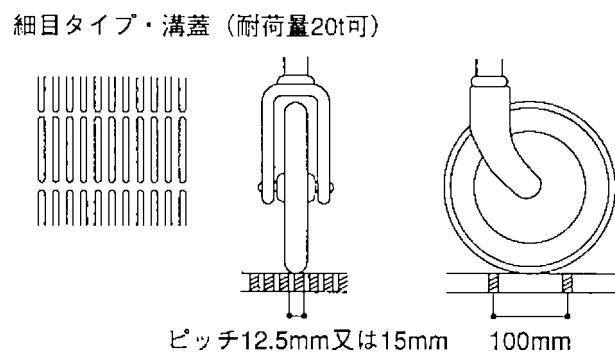
(1)幅員	○道路から主要な出入口に至る通路の有効幅は1.8m以上とする。	
(2)床面 (段差)	○原則として段差を設けてはならないが、傾斜路や階段を設ける場合においては「⑥階段」及び「⑯傾斜路」に定める構造とし、かつそれぞれの誘導基準に適合するものとすること。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックは、車いすやベビーカー等での通行に支障がないよう敷設する。 ○車路に接する部分、車路を横断する部分には点状ブロック（警告用）を敷設すること。 ○手すりを設け、傾斜路の始点、終点には点字表示を行う。 ○敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置する。 ○施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。 ○敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置が分かるように案内標示をする。 	→「⑭手すり」参照

—基準の比較—

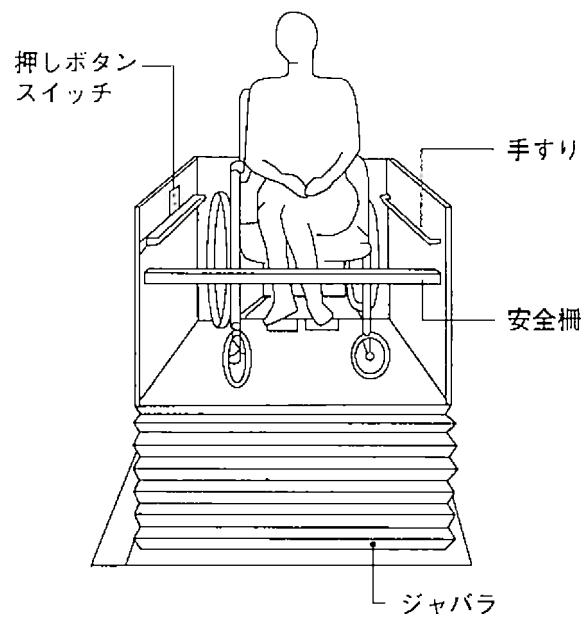
	整備基準	基準法	安全全条例	ハービル法	誘導的基準
幅	135cm以上	—	135cm以上	180cm以上	
高低差の処理	傾斜路又は機械式昇降装置	—	傾斜路又は機械式昇降装置	傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機	
傾斜路の基準	幅 135cm以上 (併設は90cm以上) こう配1/20以下 高さが75cmを超える場合は高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり等	—	幅 135cm以上 (併設は90cm以上) こう配1/20以下 手すり等	幅 150cm以上 (併設は120cm以上) こう配1/15以下 高さが75cmを超える場合は高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり(両側)等	
表面	滑りにくい仕上げ	—	—	滑りにくい仕上げ	
その他	誘導用ブロック又は代替装置	—	—	誘導用床材又は音声誘導装置等	
詳細	—	—	第54条 p 294 参照	p 304 参照	

《 参 考 図 》

**【図1.3】 横断溝の仕様例
車いすのキャスターと溝蓋の拡大図**



【図1.4】 機械式昇降装置の例



②駐車場



【基本的考え方】障害者が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。したがって、どの建物についても障害者用の駐車場に配慮する必要がある。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。

整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、3.5m以上とすること。
イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。
ウ 当該駐車施設の位置等を表示するとともに、経路について誘導標示を行うこと。
- (2) 障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、1.2m以上とすること。
イ その他の事項については、1の項〔敷地内の通路〕(2)及び(3)に規定する整備基準を準用する。

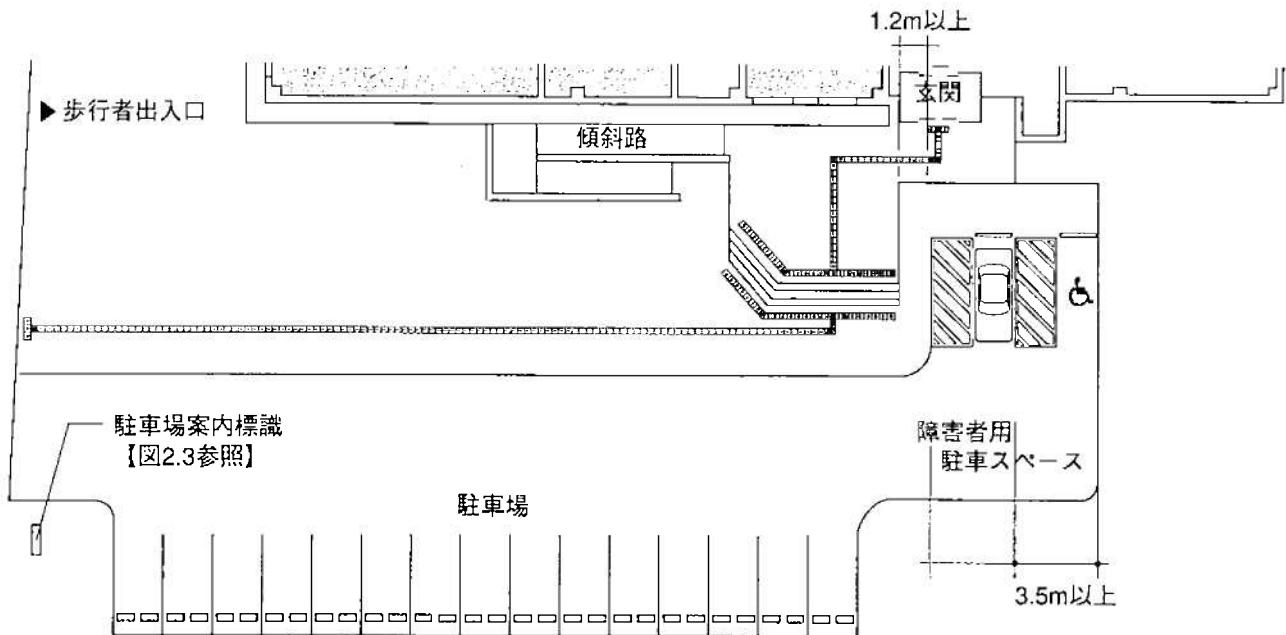
整備基準の解説

ポイント

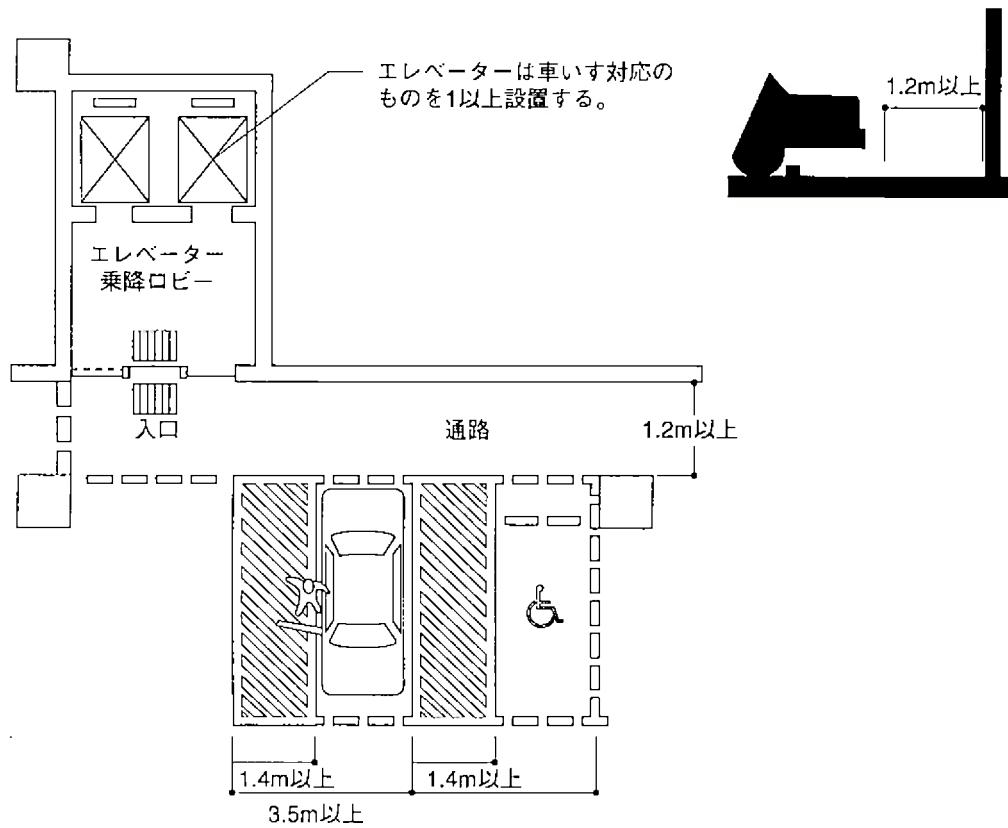
(1)駐車施設の構造 (幅)	●障害者用駐車スペースは、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅1.4m以上）を見込んだものである。	→【図2.1】【図2.2】 参照
(位置)	●建物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。	→【図2.1】【図2.2】 参照
(標示)	●障害者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示するか、又は車止め付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 ●障害者用駐車スペースに、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。 ●駐車場の進入口には、障害者用駐車スペースが設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障害者用スペースに至るまでの誘導用の標識を設ける。	→【図2.3】参照
(その他)	●床面又は地面は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。	→1/100程度の水こう配は許容
(2)通路 (幅)	●障害者用駐車スペースから「④その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路の有効幅は、車いすと人が最低限すれ違え、松葉杖使用者が円滑に通行できる1.2m以上を確保することが必要である。	
(その他)	●障害者用駐車スペースから「④その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路に段差を設けないことや、表面を滑りにくい仕上げとすることなどについての考え方は、「①敷地内の通路」と同様である。	
その他の注意事項	●発券所等は曲がり角や傾斜路に設けないように計画するなど高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したものとする。	

《参考図》

【図2.1】駐車場の整備例



【図2.2】屋内駐車場の整備例



誘導基準（望ましい基準）

ポイント

	○障害者用駐車スペースの数は、全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	
(1)駐車施設の構造(幅)	○車体スペースの両側に1.4m以上の乗降用スペースを設ける。 ○複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上分のスペースを並べて設ける。 ○障害者用駐車スペースの奥行きは、後部トランクの利用等にも配慮し、6m以上とする。	→【図2.4】参照
その他の注意事項	○障害者用駐車スペース及び障害者用駐車スペースから「④その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。 ○見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。	

—基準の比較—

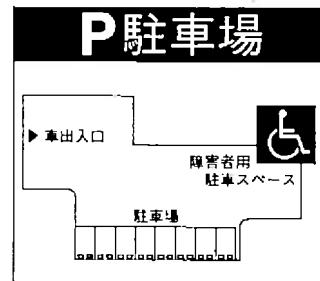
	整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法	誘導的基準
障害者用スペース設置義務	あり	—	—	あり 台数≤200の場合：台数×1/50以上 台数>200の場合：台数×1/100+2以上	
幅	350cm以上 建築物までの通路 120cm以上	—	—	350cm以上 建築物までの通路 180cm以上	
位置	出入口に近い位置	—	—	出入口に近い位置	
標示の設置義務	あり	—	—	あり	
詳細	—	—	—	p304 参照	

《 参考図 》

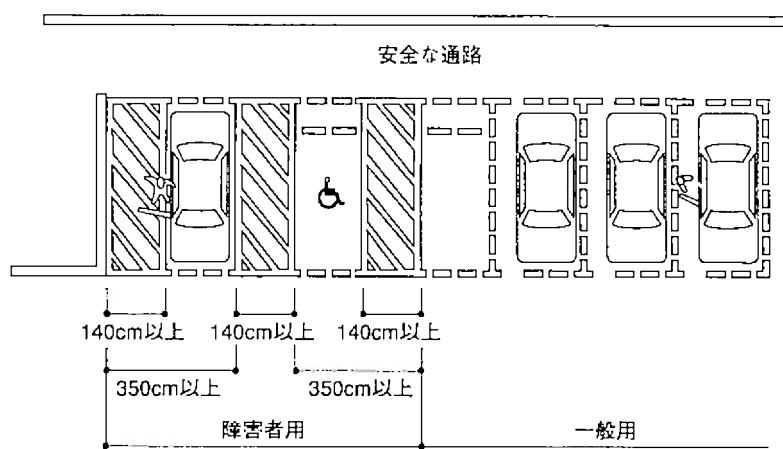
【図 2.3】 障害者用駐車スペース標識の例



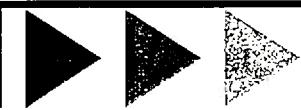
駐車場の誘導標識の例



【図 2.4】 両側に乗降用スペースを設けた例



③主要な出入口



【基本的考え方】建物の玄関やメインエントランス等の主要な出入口は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する必要がある。主要な出入口廻りには建物の利用に関する情報が集約され、特に多層建築物ではエレベーター、エスカレーター、主要階段や車いす対応の便所等の位置が容易に把握でき、それぞれ目的の場所に到達できるよう配慮する必要がある。

整備基準（規則で定めた基準）

屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、1m以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 玄関付近に、受付カウンター、インターホン等（以下「受付等」という。）を設け、主要な出入口から当該受付等までには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

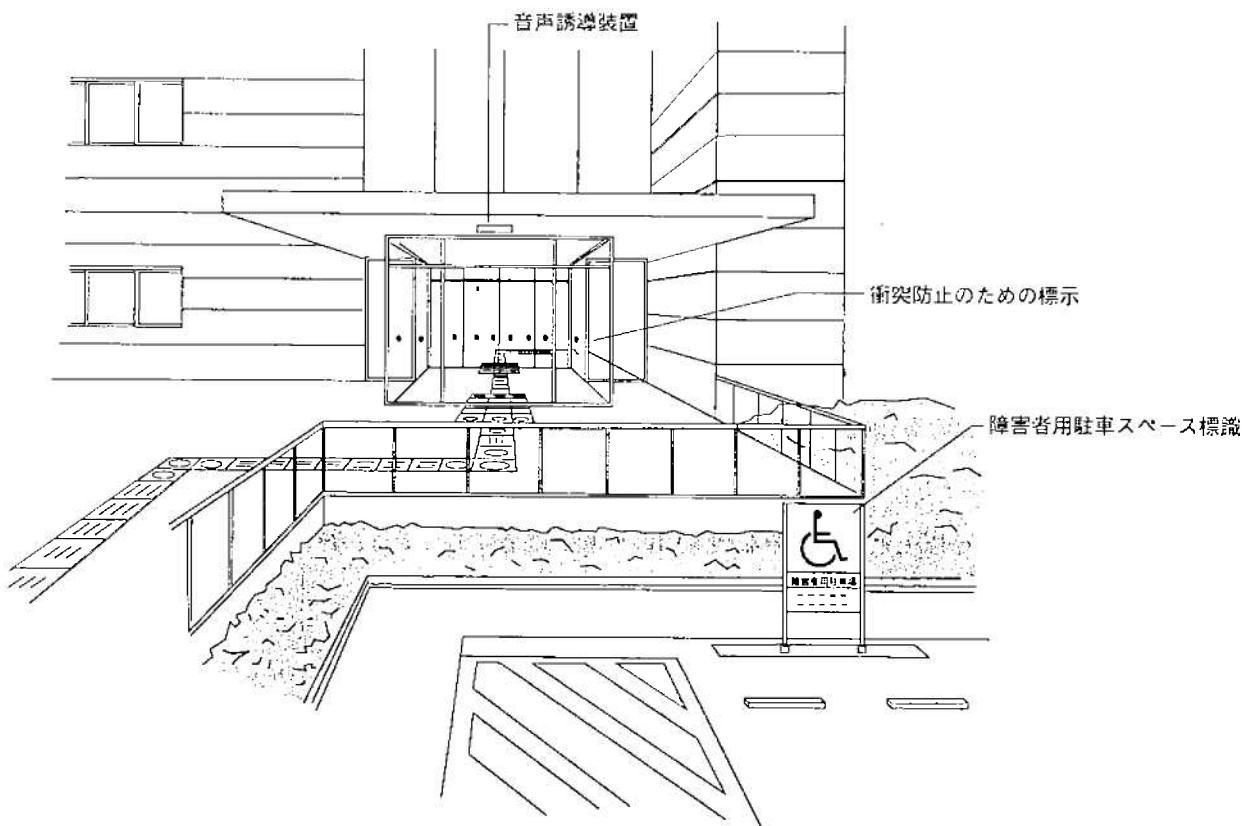
整備基準の解説

ポイント

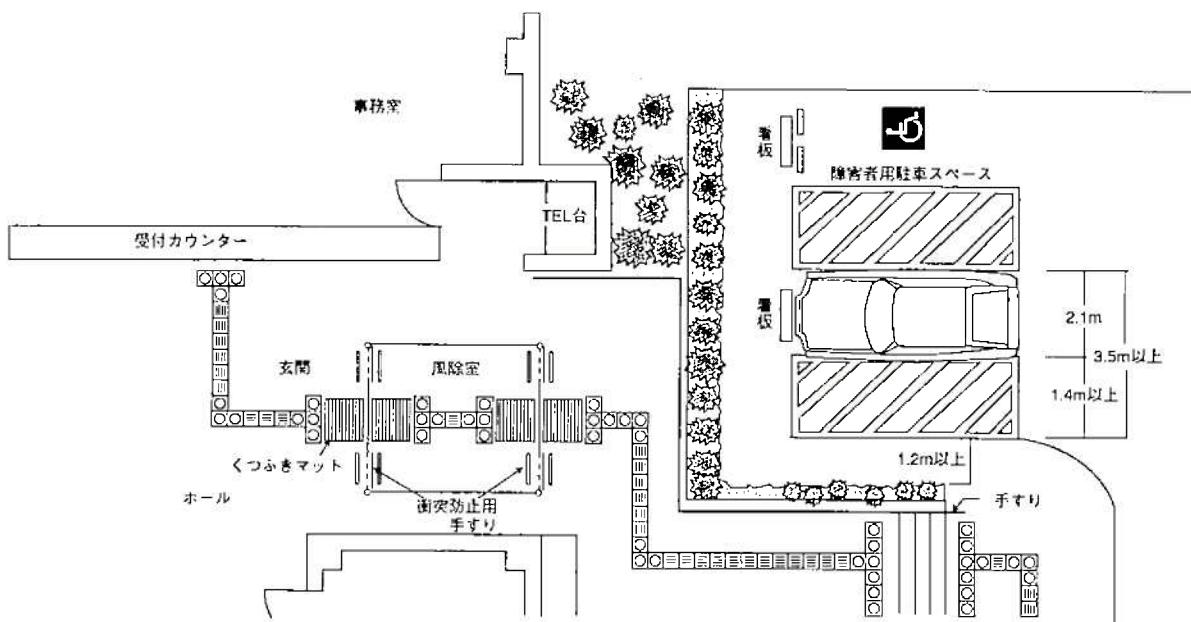
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none">●狭い開口部を車いすで通過するには正確な動作が必要となる。本項は主要な出入口として、建物の玄関の有効幅を1m以上確保することとした。ただし、小規模な2階建て以下の物販店舗等でスペースの関係上有効幅1mの出入口を設けることが困難な場合は、有効幅を85cm以上とすることができます。 また、設計にあたっては、ドアの開閉機構を十分調べたうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。	→ 【図3.1】参照
(2)構造	<ul style="list-style-type: none">●マットは埋込式とする。ハケ状のものは足を取られたり、車いすのキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。●開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。●自動式開き戸は、突然に開いたドアにぶつかったりする危険があるので配慮を要する。●回転ドアは基本的に車いでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。●引き戸は軽い力で開閉できるものとする。●手動式の開き戸とする場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、袖壁と開閉スペースを確保する。●ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調整できるのがよい。●ドアハンドルは、車いす使用者や子ども達にも使いやすい高さに設ける。また、円形のものは上肢や手に障害のある人が使いにくいので避ける。	→ 【図4.3】【図4.4】参照 → 【図4.5】参照
(3)床面 (段差)	<ul style="list-style-type: none">●外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車いすの通行に支障とならない配慮を行う。	→ 2cm以下の段差は許容
(4)床面 (表面)	<ul style="list-style-type: none">●外部出入口の周辺は雨掛けや、傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	
(5)誘導	<ul style="list-style-type: none">●主要な出入口のうち1以上から受付等までには、「⑯標示・誘導」に定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが基本となるが、ホ	

《参考図》

【図3.1】 主要な出入口の整備例



【図3.2】 主要な出入口回りの整備例

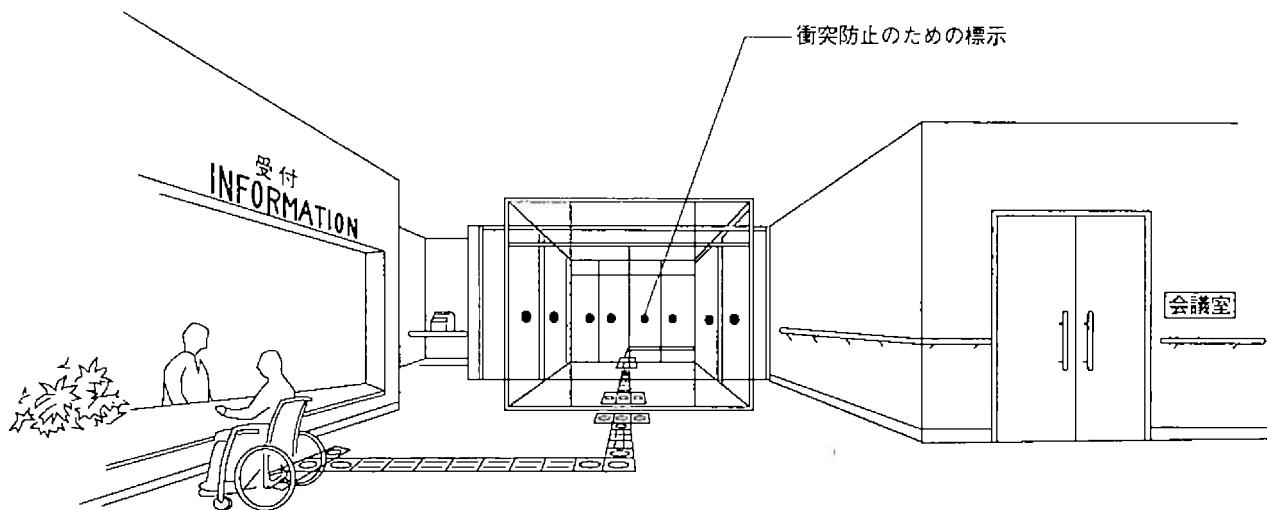


	<p>テルのドアボーイ等による対応が可能な場合や、自動車関連施設等で視覚障害者以外の者が運転のために必ず同行する場合等については、視覚障害者の誘導上支障がないものとみなすことができる。</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックの敷設にあたっては、「①敷地内の通路」の整備として敷地境界から主要な出入口まで敷設したブロックと連続的に敷設する。</p> <p>●受付等については、人的な対応ができる受付カウンターやインターホンを設けることが望ましいが、人的な対応が困難な場合には、触知図を設ける。</p> <p>●主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、視覚障害者誘導用ブロックの代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。</p>	<p>→ ドアボーイ等の例 小規模の店舗で出入口の近くにレジがある等</p> <p>→ 【図3.3】参照</p>
その他の注意事項		

誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1)有効幅	○主要な出入口の有効幅は1以上を1.2m以上とし、その他を90cm以上とする。	
(2)構造	<p>○有効幅を1.2m以上とした主要な出入口のうち1以上にあっては、戸は自動的に開閉する構造とする。</p> <p>○扉への配慮 門ガラスには、車いすあたりを設ける。 ガラスの選定に配慮する（割れにくい材料）。</p> <p>○自動扉への配慮 開きは早く、閉はゆっくりとする。 安全センサー（門ガラス衝突防止）を設置する。 非常時対応手動扉を設ける。</p> <p>○手動扉への配慮 開き戸にはなるべく小窓を設ける。 風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ1m以上確保し、車いすが入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。 必要に応じ手すりを設ける。</p> <p>○風除室への配慮 受付カウンターを設ける。 誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 受付がない場合は、掲示板等を設けるとともに、聴覚障害者に配慮したモニター付きインターホンや建物全体を把握できる案内図等を設置する。 扉前後水平面は150cm以上確保する。 建築物の出入口には屋根、ひさしを設ける。</p>	→ 【図4.6】参照
その他の注意事項	<p>○玄関ホールに車いすを常備する。</p> <p>○上履き下履き替え所に下肢障害者のためのいすを常備する。</p>	

《参考図》

【図3.3】建物内部の整備例



一基準の比較ー

整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導的基準
幅	1以上を100cm以上	—	100cm以上 1以上は120cm以上
戸の基準	自動開閉又は車いす使用者が円滑に利用できる構造	—	120cm以上にした戸のうち1以上は自動開閉、その他は車いす使用者が円滑に利用できる構造
段差処理	通行の支障となる段差は禁止	—	通行の支障となる段差は禁止
床の表面	滑りにくい仕上げ	—	—
その他	受付等まで誘導用ブロック又は代替措置	—	受付等まで誘導用床材又は音声誘導装置等
詳細	—	第55条 p294 参照	p303 参照

⑥階 段

【基本的考え方】階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

整備基準（規則で定めた基準）

階段（共同住宅等にあっては共用階段に限る。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (5) 昇り口、降り口の床には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。ただし、点状ブロック（警告用）の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。

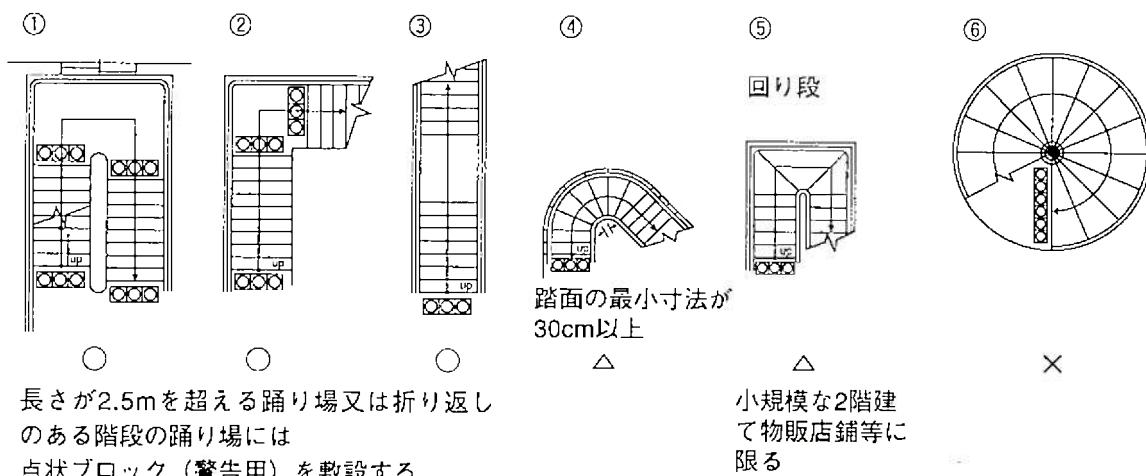
整備基準の解説

ポイント

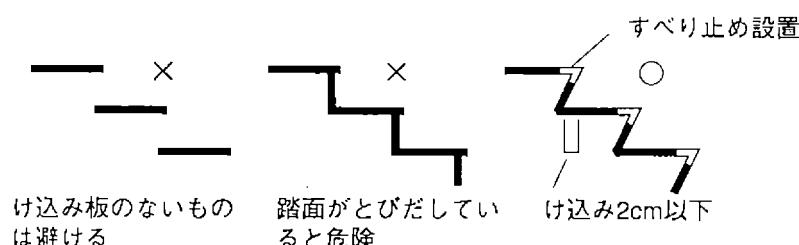
(1)形状	<ul style="list-style-type: none">●回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏み外す危険があるので避ける。また、歩行困難者にとっても、回り段は昇降動作と回転動作が同時に発生するので危険を伴うため、好ましくない。ただし、小規模な2階建の物販店舗等で、スペースの関係上回り段を設けざるを得ないような場合等には許容することとした。●手すり子形式の階段は、両側に2cm以上の立上りを設け、杖等の踏み外しを防止する。●け込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。●段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので避ける。	→【図6.1】参照
(2)手すり	<ul style="list-style-type: none">●手すりは肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設け、廊下、踊り場等と連続性のあるものとする。●手すりは断面が円形か楕円形とし、壁面から5cm程度の空きを確保する。この空き寸法は、バランスを失った人が、手すりと壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な基準値である。	→【図6.3】参照 →【図6.2】参照 →【図6.4】参照 →「②手すり」参照
(3)床	<ul style="list-style-type: none">●階段の仕上げは特に松葉杖の使用者に配慮して、滑りにくいものとする。●段鼻にすべり止めを設けることが有効であるが、すべり止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びけ込み板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。	
(4)踏面	<ul style="list-style-type: none">●踏面の色と段鼻（すべり止め）の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。	
(5)点状ブロック	<ul style="list-style-type: none">●昇り口、降り口の床に点状ブロック（警告用）を設ける。ただし、自動車関連施設等で、視覚障害者以外の者が運転のために必ず同行する施設についてはこの限りではない。●踊り場については、原則的に敷設しないものとするが、長さが2.5mを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none">●主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。●階段下が、視覚障害者等に危険な空間とならないよう安全に配慮した措置を講じる。	→【図6.5】参照

《参考図》

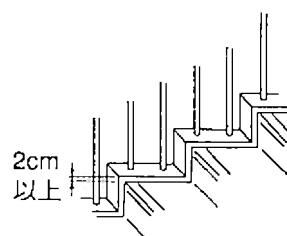
【図6.1】階段の形状



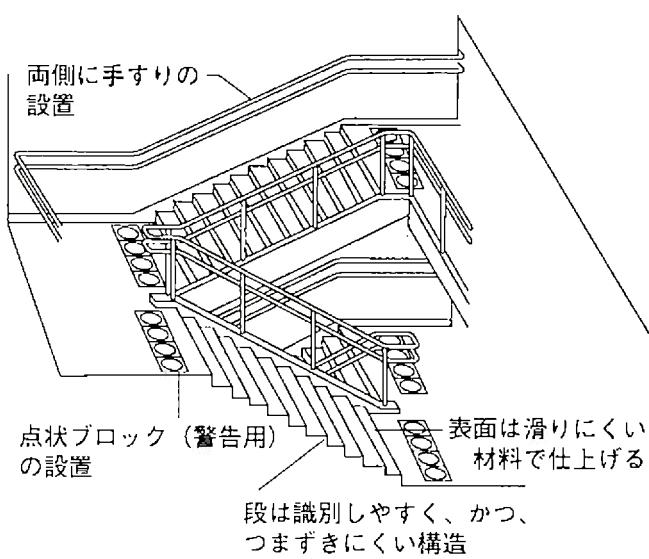
【図6.2】け上げ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



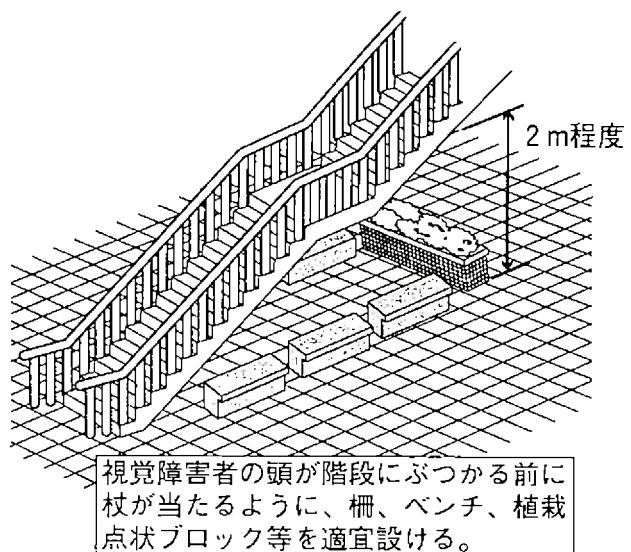
【図6.3】階段端の立上がり



【図6.4】階段の整備例



【図6.5】視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例



誘導基準（望ましい基準）

ポイント

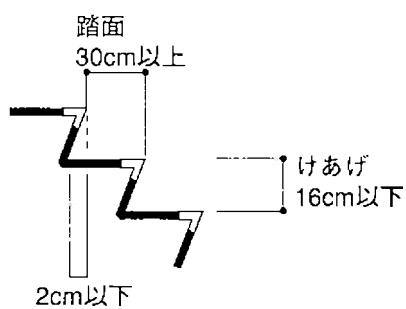
(1)形状	○回り段は、設けない。 ○階段及び踊り場の幅員は、150cm以上とする（2本杖使用者が昇降しやすい寸法）。 ○け上げは16cm以下、踏面は30cm以上とする。 ○け込みは、2cm以下とする。	→【図6.5】参照
(2)手すり	○階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示する。 ○手すり端部等に30cm程度の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させる。 ○階段の幅が3mを超える場合は、中央にも手すりを設置する（高さ1m以下の階段を除く。）。	→【図6.6】参照
その他の注意事項	○照明はできるだけむらなく明るくし、採光窓を設ける。 ○適宜、足元灯・非常用照明装置を設置する。 ○床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。	

—基準の比較—

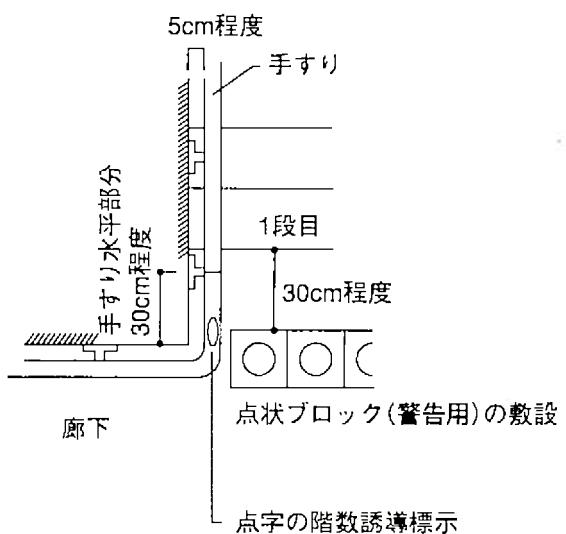
整備基準	基準法	安全条例	パートビル法	誘導的基準
構造	回り段を設けないこと 物販で1500m ² 超の場合等 幅：140cm以上 けあげ：18cm以下 踏面：26cm以上	幅：120cm以上 回り段を設けないこと 上記以外 幅：120cm以上 けあげ：20cm以下 踏面：24cm以上		幅：150cm以上 けあげ：16cm以下 踏面：30cm以上 回り段を設けないこと
手すり	あり	あり（高さ1m以下の階段を除く。）	あり	あり（両側）
床の表面	滑りにくい仕上げ	—	—	滑りにくい仕上げ
踏面	識別しやすく、つまずきにくいもの	—	—	識別しやすく、つまずきにくいもの
注意喚起	昇り口、降り口の床に点状ブロック	—	—	上端の床、踊り場に注意喚起用床材
詳細	—	施行令第23条 第25条	第59条 p 294 参照	p 303 参照

《参考図》

【図6.5】



【図6.6】



⑦エレベーター

【基本的考え方】エレベーターは高齢者、障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、玄関ホール等公共エリアに通じるところで、だれもが容易に認識、利用し易い場所に設ける。

また、かご及び乗降口バーの構造は、車いす使用者等に配慮したものとする。

整備基準（規則で定めた基準）

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用する場合は、その階に通ずるエレベーターを設け、次に定める構造とすること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置を講じる場合は、この限りでない。

- (1) かごは、床面積の合計が5000m²以下の施設については11人乗り以上、床面積が5000m²を超える施設については13人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 共同住宅等や小規模な施設において、車いすで利用できる機種を採用する場合
 - イ かご内部で車いすを転回することなく円滑に利用できる機種を採用する場合
- (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、床面積の合計が5000m²以下の施設については80cm以上、床面積が5000m²を超える施設については90cm以上とすること。ただし、共同住宅等においては、80cm以上とすることができます。
- (3) かご内及び乗降口バーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。
- (4) 乗降口バーは、車いすが転回できる構造とすること。

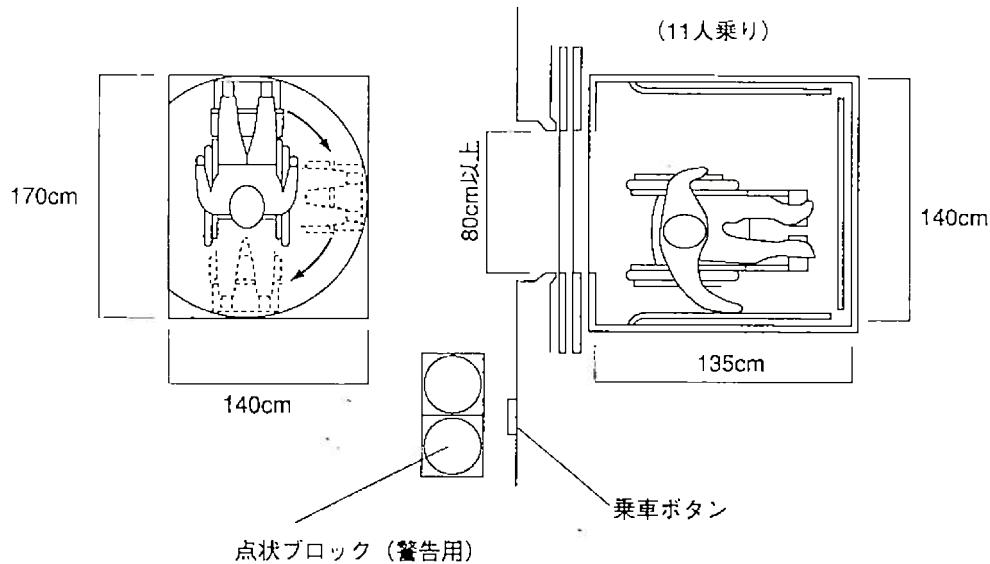
整備基準の解説

ポイント

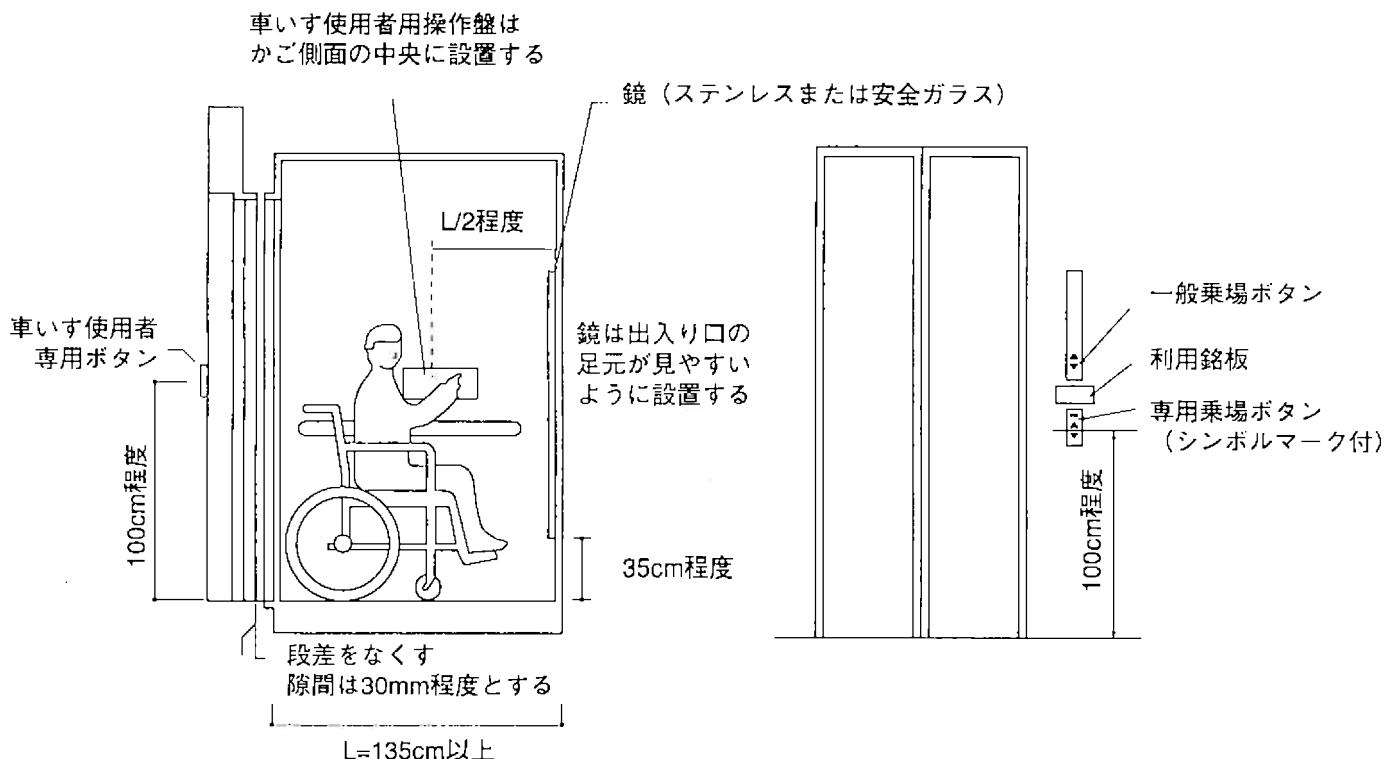
	<p>●本文ただし書きの「サービス又は販売される物品を享受又は購入できる措置」の適用例としては、通常2階以上で行っている受付業務を1階で行い得る体制を整えている場合や、車いす用階段昇降機等により車いす使用者を2階以上に上げができる配慮がなされている場合などである。</p>	
(1)かごの大きさ	<p>●11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法は、JIS規格により135cmとされており、電動車いすでも利用できる大きさである。 ●11人乗り以上とすることが基本であるが、例えば低層で1店舗のみの建物で、主要動線が階段である場合や、共同住宅等で多数の者が同時にエレベーターを利用する可能性が少ない場合等においては、9人乗り（間口105cm×奥行152cm）若しくは6人乗り（間口105cm×奥行115cm）程度でも良いこととする。ただし、かご内の平面形状及び乗降口バーのスペースによっては車いすが利用できない場合もあるので十分な配慮をする。</p>	<p>→【図7.1】参照</p>
(2)かご及び昇降路の出入口	<p>●かご及び昇降路の出入口の有効幅80cmは、車いすが通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、かご内及び乗降口バーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについてはかご内に設けることが望ましいが、設置位置については車いすの乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。 ●床面積の合計が5000m²を超える施設については、手が不自由な場合等で車いすでの直進が困難な場合等に配慮し、かご及び昇降路の出入口の有効幅は90cm以上とする。</p>	<p>→6人乗りでも機種によっては利用できないものもある。〈表7.1〉参照</p>
(3)かご内及び乗降口バーに設ける設備	<p>●高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するためのかご内及び乗降口バーに設ける設備としては、社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準（J E A S-B506）」に定める以下の付加仕様の設置を配慮すること。 ①専用乗場ボタン ②かご内専用操作盤 ③かご内鏡 ④乗降者検出装置 ⑤かご内専用位置表示器 ⑥シンボルマーク及び利用銘板 ●「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（J E A S-515C）」及</p>	<p>→【図7.4】参照 →【図7.2】参照</p> <p>→【図7.3】参照 国際シンボルマーク等を使用する。</p>

《参考図》

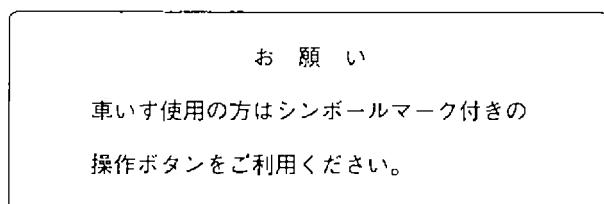
【図7.1】エレベーターの設計標準（11人乗り）



【図7.2】エレベーターの利用例



【図7.3】シンボルマーク及び利用銘板の例



(4)乗降口 ビー	<p>び以下の諸点について配慮する。</p> <p>①操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。</p> <p>②かご内及び乗降口ビーに設ける操作盤（車いす使用者専用操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮彫りの階数標示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>③かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>●乗降口ビーは、エレベーターへの乗降の前後に車いすが180度方向転換できるスペースを確保する。</p> <p>●床の表面は水平とともに滑りにくい仕上げとする。</p> <p>●「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（J E A S-515C）」及び以下の諸点について配慮する。</p> <p>①乗場ボタンは、感知式ではなく、ボタン式とする。</p> <p>②乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合にはこの限りでない。</p> <p>③乗降口ビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとともに、乗降ボタンは、ボタン面かその付近に浮彫りの階数標示や点字を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。</p>	
--------------	---	--

誘導基準（望ましい基準）

ポイント

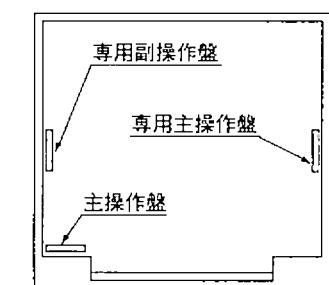
(1)かごの 構造	<ul style="list-style-type: none"> ○かご及び昇降路の出入口の有効幅は、内法を90cm以上とする。 ○非常時における聴覚障害者のための配慮として、非常時聴覚障害者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標示盤、聴覚障害者モニター、又はこれに代わるものを探設する。 ○かご内の防犯や事故時の安全確保のため、かご内が確認できるガラス窓を設置する。 ○担架、ストレッチャーの運搬を考慮して奥行き2m以上のエレベーターとする。 ○床上35cm程度まで車いすあたりを設ける。 	<p>→共同住宅にはトランク付エレベーターが、病院等の医療施設には寝台用エレベーターが設置できる。【図7.5】《表7.1》参照</p>
(4)乗降口 ビー	<ul style="list-style-type: none"> ○乗り場ボタンへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ○エレベーターホールには触知図を設ける。 	

—基準の比較—

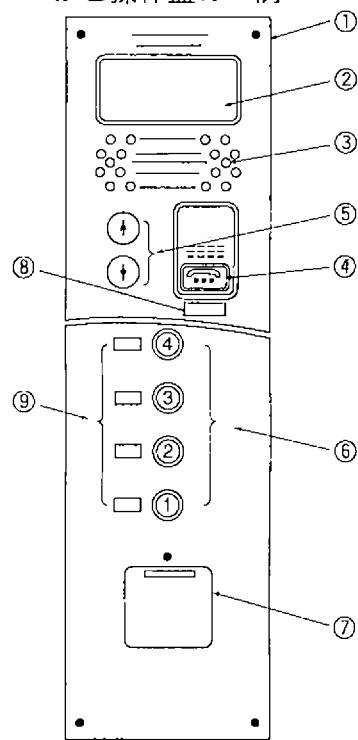
整備基準	基準法	安全全般	条例	ハートビル法 誘導的基準
設置義務	あり	—	あり（学校、保育所又は母子生活支援施設等は除外）	あり
かごの大きさ	5000m ² 超：13人乗り以上 5000m ² 以下：11人乗り以上	—	—	1以上は床面積2.09m ² 以上 その他は1.83m ² 以上
かごの奥行き	—	—	—	135cm以上
出入口幅	5000m ² 超：90cm以上 5000m ² 以下：80cm以上	—	80cm以上	1以上は90cm以上 その他は80cm以上
乗降口ビー	車いすが転回できる構造	—	—	1以上は幅、奥行き180cm以上 その他は幅、奥行き150cm以上
詳細	—	—	第60・61条 p294 参照	p304 参照

《参考図》

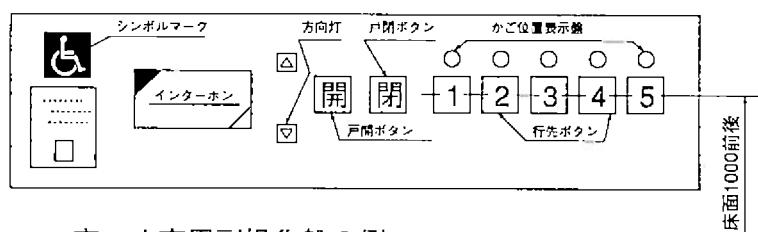
【図7.4】 かご内操作盤配置例



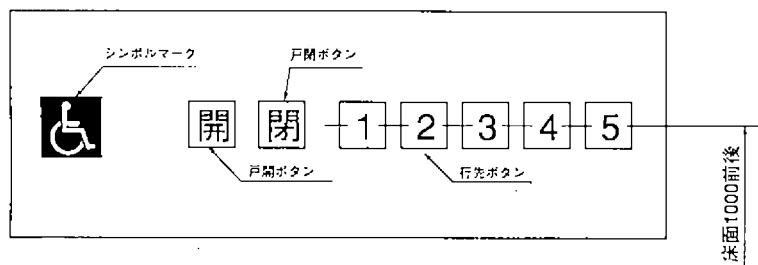
かご操作盤の一例



車いす専用主操作盤の例



車いす専用副操作盤の例



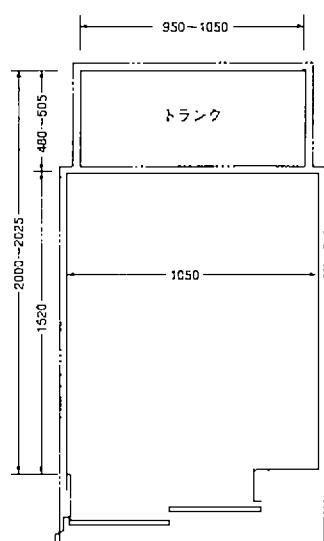
乗車ボタン及びかご内操作盤の点字表現の例

	乗車ボタン			かご内操作盤															
	停	昇	降	乗	場	離	戸	開	戸	閉	イン	ターホン	行	先	ボ	タ			
積載者 マーク (例)	↑	↑					開	閉	開	閉	呼	B1	M2	6	R				
点字	ウ	エ	シ	ク	5	カイ	ア	ケ	シ	メ	ヒ	ジョ	チ	カ1	チ	ュー2	(6) 数 符	オ	ク

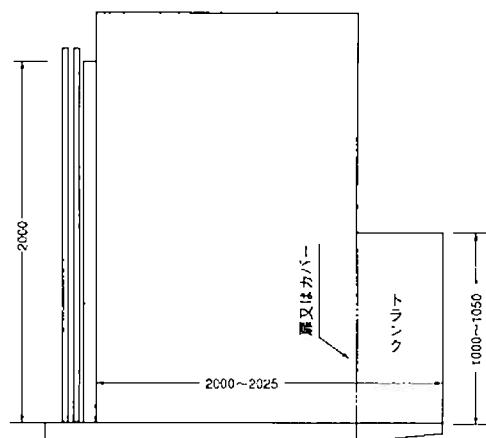
1. フェースプレート
2. 銘板
3. インターホン
4. インターホン呼びボタン
5. 方向灯
6. 行先ボタン
7. スイッチボックス
8. インターホン点字板
9. 行先ボタン点字板

【図7.5】 トランク付エレベーター

トランク付エレベーターを設置できるのは、共同住宅等で担架、棺を運搬するため、設置が不可欠な建築物である。(JEAS-A514A)



かご平面図



かご平面図
(フロア形)

《表7.1》適用機種表

車いすの種類				手動車いす		電動車いす	
使い方				①	②	③	
最小かご寸法				かご内で車いすの向きを変える	乗り込んだ状態でそのまま出る	乗り込んだ状態でそのまま出る	
最小出入口幅				W1,500XD1,500	W1,000XD1,100	W1,000XD1,350	
適用機種 (JISA4301抜粋)	最大定員 (人)	かごの内法寸法 間口	かごの内法寸法 奥行	有効 出入口幅			
一般乗用	P-6	6	1,400	850	800	×	×
	P-9	9	1,400	1,100	800	×	○
	P-11	11	1,400	1,350	800	×	○
	P-13	13	1,600	1,350	900	×	○
	P-15	15	1,600	1,500	900	○	○
			1,800	1,300	1,000	×	○
住宅用	R-6	6	1,050	1,150	800	×	○
	R-9	9	1,050	1,520	800	×	○
寝台用	B-750	11	1,300	2,300	1,100	×	○
	B-1000	15	1,500	2,500	1,200	○	○

○適用機種 ×非適用機種

※寝台用の設置は、原則として病院など医療施設等に限られる。

※トランク付エレベーターは共同住宅に設置するR-9に限られる (JEAS-A514A)

表中の条件について

- ①手動車いすで前進で乗り込み、180度方向を転換させて前進で降りることができることと、車いすの他に何人かの人気が同時に乗り合わせることができることを条件とした。
- ②手動車いすで前進（又は後進）で乗り込み、後進（又は前進）で降りることができるとともに、添乗者又は利用者が少なくとも一人同乗できることを条件とした。
- ③添乗者又は利用者が同乗しなくても電動車いすの操作及びエレベーターの操作が単独で行える車いす使用者が、電動車いすで前進（又は後進）で乗り込み、後進（又は前進）で降りできることを条件とした。

<参考>

JEAS-B506 車いす兼用エレベーターに関する標準

1 適用範囲及び趣旨

本標準は、不特定多数の人が利用する乗用（人荷共用、非常用を含む。）及び寝台用エレベーターにおいて車いす使用者が利用するための望ましい寸法及び付加仕様について規定する。

この車いす兼用エレベーターは、一般健常者はもとより単独で町に出ていけるだけの生活機能を有する車いす使用者の利用を考慮している。

なお、車いすは、JIS T 9201に定める大型車いす（手動車いす）及びJIS T 9203に定める電動車いすを対象とする。

2 内容

2. 1 かご内寸法は車いす兼用として供するに必要な寸法とする。

(1) 手動車いすの場合

- 1) 車いすがかご内で180度転回できる仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口1400mm×奥行1350mmとする。
- 2) 車いすがかご内で転回できない仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口1000mm×奥行1100mmとする。

(2) 電動車いすの場合

- 1) 車いすがかご内で転回しない条件で、かごの内り最小寸法は、間口1000mm×奥行1350mmとする。
2. 2 出入口有効幅は800mm以上とする。
2. 3 かご敷居と乗用の敷居とのすき間は30mm程度とする。

2. 4 付加仕様

(1) 専用乗場ボタン

各階乗場の出入口には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に専用ボタンを設ける。専用ボタンによりかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。

(2) かご内専用操作盤

かご内左右の2面の側板には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に操作盤を設ける。各操作盤には行き先ボタンを設け、また操作盤のうち少なくとも、1面には呼びボタン付インターホンを取り付ける。

専用操作盤の行先階ボタンによりかごが着床したときは、戸の開閉時間を延長する。

(3) かご内鏡

かご内背面板にガラス製または、金属製の平面鏡を設ける。ただし、展望用エレベーターや二方向出入口寝台用エレベーターのように平面鏡が設けられない構造のものにあっては、凸面鏡（合成樹脂製も含む）も可とする。

(4) 乗降者検出装置

かごの出入口には通常セーフティシューの他、光電式、静電式または超音波式等で、乗降客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は、光電ビームを2条設ける。

(5) かご内専用位置表示器

かご内の専用操作盤または背面板のいずれかにかご内専用位置表示器を一面設ける。

(6) シンボルマーク及び利用銘板

車いす兼用エレベーターのシンボルマークを専用乗場ボタン及び、かご内専用操作盤の近傍に設け、又利用銘板を専用乗場ボタンの近傍に設ける。

J I A S - 5 1 5 C 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準

1. 適用範囲及び主旨

本標準は、一般ビル・住宅等において、視覚障害者がエレベーターを利用するときの利便を考慮した仕様について規定するものであり、単独で街に出て行けるだけの生活能力を有する視覚障害者を対象とする。

エレベーターが群乗合方式又は群管理方式の場合は、あらかじめグループの中の特定の一台のエレベーターを視覚障害者兼用エレベーターとする。

なお、本仕様を部分的に付加したエレベーターは視覚障害者兼用エレベーターとは呼ばない。

2. 内容

2. 1 乗場設備

(1) 注意銘板

乗場にはエレベーターを使用する際の注意事項を点字で記載した注意銘板を設置する。

(2) 乗場ボタン

単独設置のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンと兼用する。群乗合方式又は群管理方式のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンとは別に専用ボタンを設ける。

乗場ボタンは押しボタンとする。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。

(3) 運転方向及び階床名の標示

運転方向及び階床名を示す点字標示を乗場ボタンに近接かつ容易に認識できる位置に設ける。ただし、ボタンが上下を示す形状のものである場合は運転方向を示す点字標示は設けなくてもよい。

2. 2 かご内設備

(1) かご内操作盤

一般乗客用の操作盤と兼用し、行先、戸閉、戸開、インターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれの点字標示を設ける。なお、各ボタンは押しボタンとし、静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。

(2) 乗降客検出装置

かごの出入口部には機械式セーフティシューを設ける他に、乗客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等のいずれかの戸閉を制御する装置を設ける。

2. 3 待客・乗客への報知

(1) 乗場の待客への報知

エレベーターが到着した時に待客へ運転方向を音声で知らせる。

(2) かご内乗客への報知

(a) 戸閉の警告

戸が閉まり始める前に、音声により戸が閉まることを知らせる。

ただし、戸閉ボタンを操作したときは音声による案内を省略することができる。

(b) 到着階床名の報知

エレベーターが到着する前に、その階床名を音声により知らせる。

2. 4 管制運転の報知

地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転等を備えたエレベーターではそれぞれの管制運転が開始されたとき、乗客に対し音声によりその旨を報知する。エレベーターが最寄り階あるいは避難階に着床した後は速やかにエレベーターより降りる旨の案内をする。

2. 5 建築側の配慮

建物内において視覚障害者を視覚障害者兼用エレベーターの乗場へ誘導するため、各階の床に点状床材又は線状床材等を貼り付けることが望ましい。

⑯傾 斜 路



【基本的考え方】建物にはどうしても設計上段差が生じるのを避けられない場合がある。ところが車いす使用者は1段でも段差があると前進することができなくなるので傾斜路を設ける。傾斜路があると車いす使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも便利になる。

整備基準（規則で定めた基準）

傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、屋内にあっては1.2m以上、屋外にあっては1.35m以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2m以上）とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができます。
- (2) こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができます。
- (3) 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。
- (4) 手すりを設けること。
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (7) 傾斜路の面は、視覚障害者等が識別しやすいものとすること。

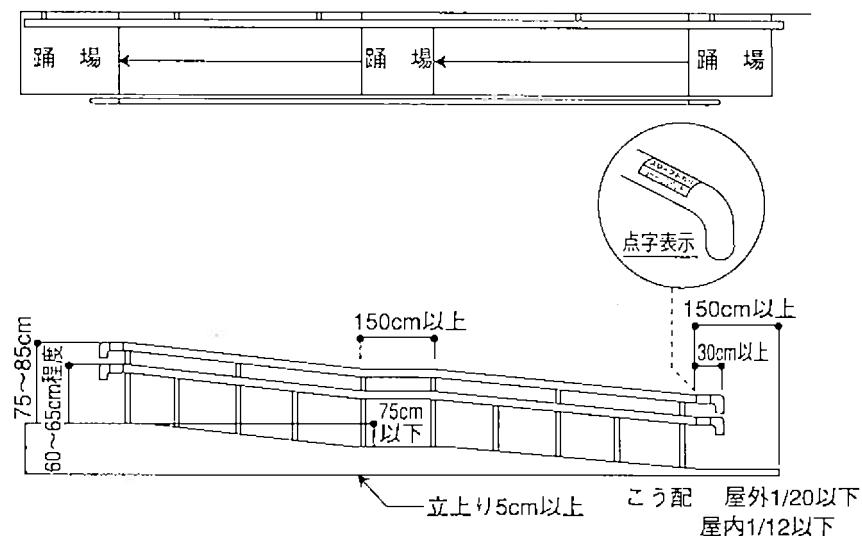
整備基準の解説

ポイント

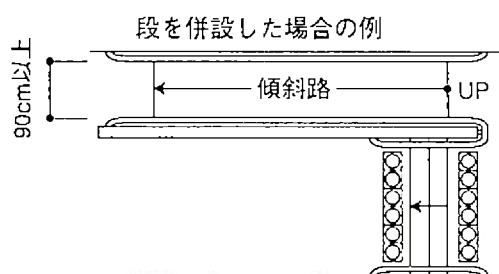
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none">●傾斜路における車いすでの昇降は蛇行しやすいので、幅には余裕を持たせる必要がある。●有効幅1.35mは、車いすと歩行者がすれ違える寸法である。●有効幅1.2mは、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。●有効幅90cmは、通路を車いすで通行可能な寸法であり、階段を併設する場合など傾斜路を車いすだけが通行する場合に適用となる。	→【図15.2】参照
(2)こう配	<ul style="list-style-type: none">●車いす使用者が自力で傾斜路を上昇するには相当な腕力を必要とする。●屋外の傾斜路はスピードが出やすいのでこう配を1/20以下とすることを基本とするが、高さ75cm以下の場合は1/12以下とすることができます。●屋内、屋外とも、傾斜路の高さが16cm以下の場合には、こう配を8分の1以下とすることができます。	→【図15.1】参照 →「高さ」とは踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差である。
(3)踊り場	<ul style="list-style-type: none">●長くて急な傾斜路では一般的にブレーキだけではスピードを制御できない場合がある。また、昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では9~10mごとに長さ1.5m以上の踊り場の設置を求めており（この間隔をこう配1/12で高さに換算すると約75cmとなる。）。●傾斜路に始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも1.5m以上の踊り場を設ける。●車いすは傾斜路の途中で転回するのが大変困難があるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。	→【図15.3】参照
(4)手すり	<ul style="list-style-type: none">●手すりがあれば、車いす使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の助けになるので、傾斜路の長さや幅を勘案して手すりを	→【図15.1】参照

《 参 考 図 》

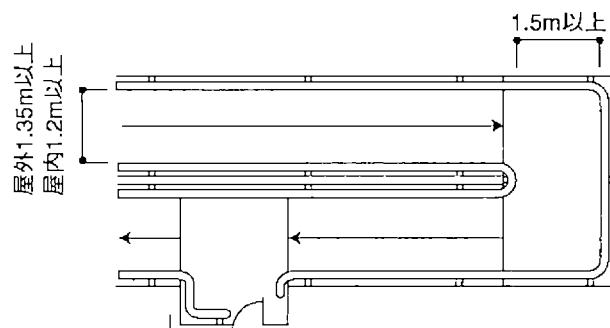
【図 15.1】 傾斜路の仕様



【図 15.2】 傾斜路の幅員



【図 15.3】 踊場の設置例
通路全幅が傾斜路の場合



	<p>設ける。</p> <p>●手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。</p>	
(5)床面	<p>●車いすはこう配が急になるとスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に外部や表面が濡れるおそれがある部分には、仕上げの配慮とともに、できるだけ斜面が濡れないようとする。</p>	
(6)立ち上がり等	<p>●車いすの脱輪などを防止するため、両側に側壁又は35cm以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm以上とすることができる。</p>	
(7)視覚障害者への配慮	<p>●傾斜路は、踊り場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p>	

誘導基準（望ましい基準）

ポイント

(1)有効幅	○1.5m以上（段併設1.2m以上）とする。	
(2)こう配	○屋内の傾斜路のこう配は1/15、屋外にあっては1/20とする。	
(4)手すり	<p>○耐久性のある材料とし、両側に2段設ける。</p> <p>○傾斜路の始点、終点を歩行者に知らせるため、30cm以上の水平部分を設ける。</p> <p>○始終点には、点字表示を設ける。</p>	
その他の注意事項	<p>○屋外においては、屋根又はひさしを設ける。</p> <p>○傾斜路の昇り口、降り口の床に、点状ブロック（警告用）を設ける。なお、踊り場については、長さが2.5mを超える直線の踊り場又は折り返し部分の踊り場に、敷設する。</p> <p>○壁面には、床上に15~30cm程度の車いす当たりをつける。</p> <p>○傾斜路には緩こう配の階段を併設する。ただし、緩こう配の傾斜路とする場合には、この限りでない。</p>	

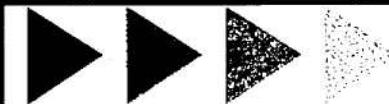
《参考図》

【図15.4】 傾斜路の位置案内標示例



敷地が広い場合など、遠くからでもスロープの設置場所が
分かりやすいうる案内標示をする場合のマークの一例。

②緊急時の設備



【基本的考え方】危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関する設備については、機能や構造の面で配慮とともに、避難経路は明確で最短の経路することが重要である。

必要な整備

ポイント

警報装置	・警報装置は光及び音によって非常事態の発生を告げる装置とする。 →【図26.1】参照
非常口・避難路	

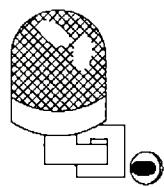
望ましい整備

ポイント

警報装置	○警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる文字標示装置を設ける。	
非常口・避難路	○避難路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設ける。 ○非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「⑯傾斜路」に定める構造で、かつ誘導基準に適合する傾斜路を設ける。	→【図26.2】参照

《参考図》

【図 26.1】 警報装置の例



非常ランプ
火事など非常の時に点滅します。

【図 26.2】 非常口誘導灯の例

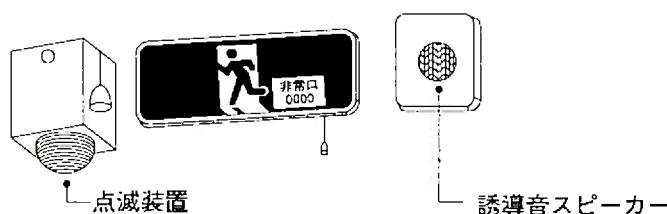
誘導音付加点滅形誘導灯



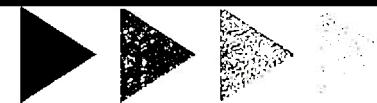
点滅形誘導灯



既設誘導灯に追加取付する方法



②7 手すり



【基本的考え方】手すりは、高齢者、障害者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

必要な整備

ポイント

種別	<ul style="list-style-type: none"> 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1段の場合は75cm～85cm程度、2段の場合は60cm～65cm程度及び75cm～85cm程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。 	→【図27.1】参照 2段の場合は、下の段は小児用
形状	<ul style="list-style-type: none"> 外径3～4cm程度の円形又は楕円形とする。 (小児用にあつては3cm) 	→【図27.2】参照
壁との関係	<ul style="list-style-type: none"> 壁とのあきは、5cm程度とし、手すりの下側で支持する。 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。 	→【図27.2】参照
端部	<ul style="list-style-type: none"> 端部は下方又は壁面方向に曲げる。 	
材質	<ul style="list-style-type: none"> 手ざわり、耐久性、耐食性など取付箇所に見合ったものとする。 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 壁等周囲と識別しやすい色とする。 	

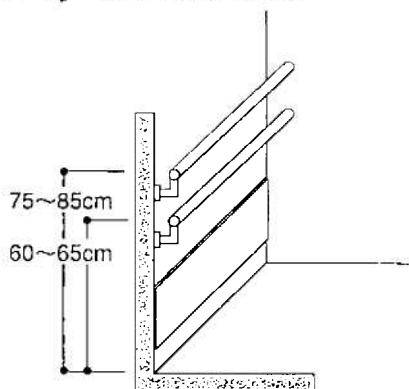
望ましい整備

ポイント

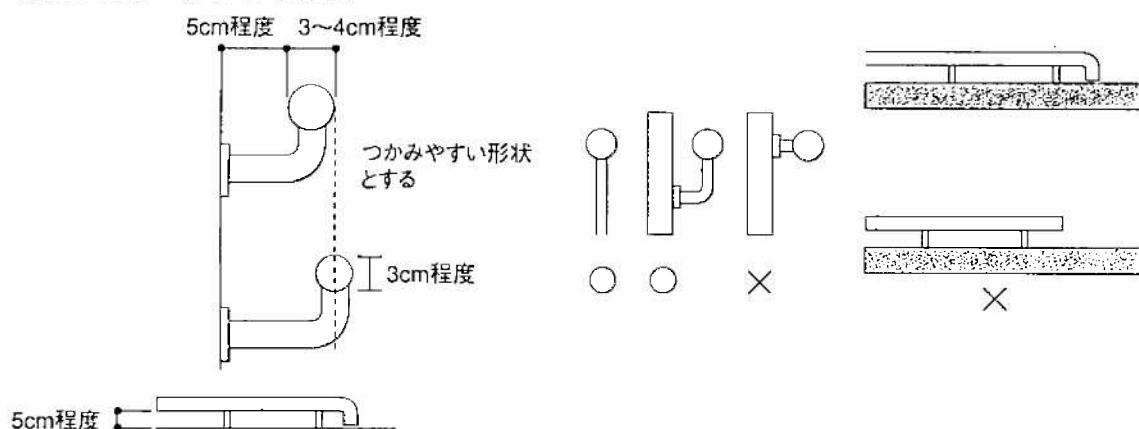
標示	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。 階段および傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。 	→【図27.5】参照
----	---	------------

《参考図》

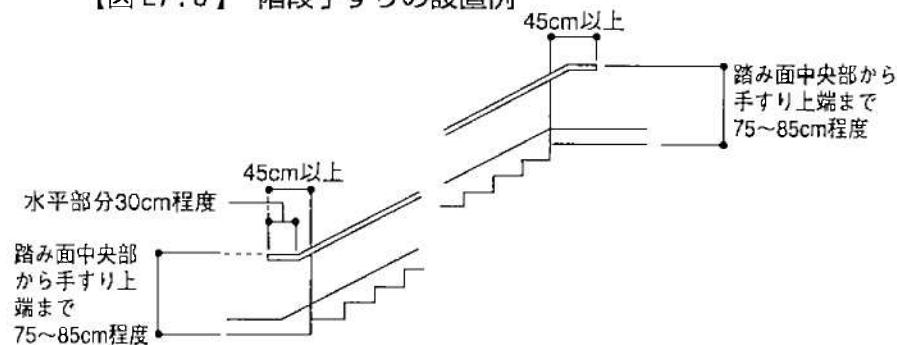
【図 27.1】手すりの設置例



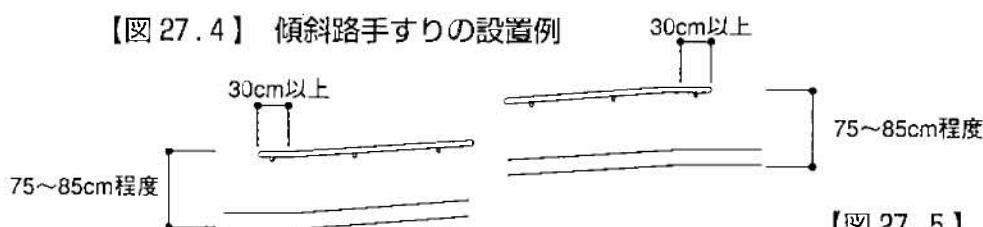
【図 27.2】手すりの形状



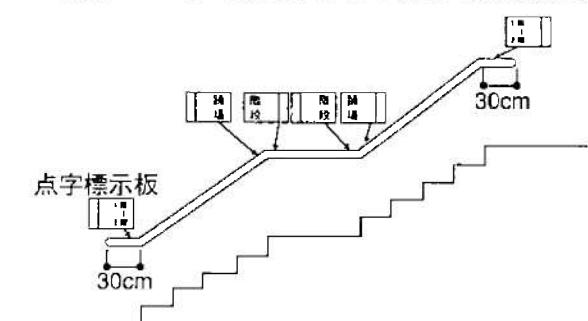
【図 27.3】階段手すりの設置例



【図 27.4】傾斜路手すりの設置例



【図 27.5】階段手すりと点字表示取付例



ご相談、お問い合わせは

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

北区健康福祉部

健康福祉課健康福祉係

電話03(3908)9041  受付

